

令和2年第3回西会津町議会臨時会会議録

1. 招集日 令和2年4月21日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和2年4月21日
2. 閉 会 令和2年4月21日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

| | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 荒海正人 | 5番 猪俣常三 | 9番 多賀剛 |
| 2番 上野恵美子 | 6番 三留正義 | 10番 青木照夫 |
| 3番 小林雅弘 | 7番 小柴敬 | 11番 清野佐一 |
| 4番 秦貞継 | 8番 伊藤一男 | 12番 武藤道廣 |

2. 不応招議員

なし

令和2年第3回西会津町議会臨時会会議録

令和2年4月21日(火)

開 会 13時16分

閉 会 14時12分

出席議員

| | | | | | |
|----|-------|----|------|-----|------|
| 1番 | 荒海正人 | 5番 | 猪俣常三 | 9番 | 多賀剛 |
| 2番 | 上野恵美子 | 6番 | 三留正義 | 10番 | 青木照夫 |
| 3番 | 小林雅弘 | 7番 | 小柴敬 | 11番 | 清野佐一 |
| 4番 | 秦貞継 | 8番 | 伊藤一男 | 12番 | 武藤道廣 |

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|------------|-------|
| 町 長 | 薄友喜 | 商工観光課長 | 岩渕東吾 |
| 副町長 | 大竹享 | 農林振興課長 | 矢部喜代栄 |
| 総務課長 | 新田新也 | 建設水道課長 | 石川藤一郎 |
| 企画情報課長 | 伊藤善文 | 会計管理者兼出納室長 | 成田信幸 |
| 町民税務課長 | 渡部峰明 | 教 育 長 | 江添信城 |
| 福祉介護課長 | 渡部栄二 | 学校教育課長 | 玉木周司 |
| 健康増進課長 | 小瀧武彦 | 生涯学習課長 | 五十嵐博文 |

会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------|------|
| 議会事務局長 | 長谷川浩一 | 議会事務局主査 | 渡部和徳 |
|--------|-------|---------|------|

令和2年第3回議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年4月21日 午前11時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認について

日程第7 議案第3号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第1次）

日程第8 議案第4号 西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の変更契約について

閉 会

○議長　ただ今から、令和2年第3回西会津町議会臨時会を開会します。

(13時16分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長　ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり4件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番、小林雅弘君、9番、多賀剛君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日4月21日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日4月21日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　(町長提案理由の説明)

○議長　日程第5、議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、議会を

招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、改正法令の公布日と同じ、本年 3 月 31 日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

本条例の主な改正内容といたしましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の内容見直しに係る法律の改正に合わせた所要の規定の整備。所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応のための措置などに関する所要の規定の整備であります。

それでは議案書に基づき、改正内容につきましてご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表 1 ページをご覧ください。

西会津町税条例等の一部を次のとおり改正する。

第 1 条は、西会津町税条例の一部改正であります。

第 23 条は、町民税の納税義務者等についての規定であります。第 1 項は法改正による文言の改正であります。

同条第 3 項は、第 48 条の法人町民税の申告に係る規定に、新たな電子申告による申告納税の規定が追加されたことによる改正であります。

第 36 条の 3 の 2 は、給与所得者の扶養親族等の申請、第 36 条の 3 の 3 は、公的年金等の受給者の扶養親族等の申請についての規定であります。見出しの文言の改正と、ひとり親にかかる寡婦（夫）の控除に関する規定が調整されたことにより、申告内容の一部記載が不要とされたことによる改正であります。

第 48 条は、法人の町民税の申告納税についての規定であります。第 23 条の改正内容でご説明いたしましたが、申告の電子化推進を図るため、電子申告による申告について手続等の内容を新たに定め、第 10 項から第 12 項を追加するものであります。

第 54 条は、固定資産税の納税義務者等についての規定であります。第 2 項は法改正による文言の改正であります。

同条第 4 項は、文言の改正と、新たに固定資産の所有者が不明となっている場合、現に所有している者の申告の制度化を追加するものであります。

同条第 5 項は、法に基づき検索を行ってもなお固定資産の所有者が不明である場合、事前に使用者に通知した上で、その使用者を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、課税することができる旨を追加するものであります。

第 6 項以降は第 5 項が新たに追加されたことによる項ズレ及び法改正による文言の改正であります。

第 61 条は、固定資産税の課税基準、第 61 条の 2 は、法第 349 条の 3 第 28 項等の条例に定める割合についての規定であります。法改正による項ズレによる改正であります。

第 74 条の 3 は、法規定の新設に合わせ、固定資産税の賦課徴収に関し、現所有者が申告すべき内容について新たに追加するものであります。

第 75 条は、法改正に伴う文言の改正及び第 74 条の 3 が追加されたことによる改正であります。

第 96 条は、たばこ税の課税免除についての規定であります。法改正により新たに第 2 項として、輸出に係る課税免除の手続きの簡素化に係る規定を追加し、第 2 項以下が項ズ

レとなる改正であります。

第 98 条は、たばこ税の申告納付の手続についての規定であります。第 96 条第 2 項の追加による項ズレに伴う改正であります。

第 131 条第 6 項の改正は第 54 条第 5 項が追加されたことによる項ズレに伴う文言の改正でございます。

続きまして、附則の改正であります。

附則第 6 条及び第 7 条の 3 の 2 は、改元による改正であります。

附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例であります。法の附則改正により期間の 3 年間延長及び改元による改正であります。

附則第 10 条から第 15 条までは、改元及び法の附則改正による項ズレの改正であります。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項は、法の附則改正により、有料住宅造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例の 3 年延長と、改元による改正であります。

附則第 22 条及び 23 条は改元による改正であります。

続きまして、第 2 条は、西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正するものであります。

併せまして、条例改正案新旧対照表 21 ページからご覧願います。

附則第 1 条から第 4 条につきましては、改元による改正を行うものであります。

次に附則について申し上げます。

第 1 条は施行期日についての規定であり、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 2 条は町民税に関する経過措置、第 3 条は固定資産税に関する経過措置を定めるものであります。

第 4 条から第 6 条につきましては、過去にご議決いただきました税条例等の一部改正に係る改元による改正であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから議案第 1 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議案第2号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第2号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。先月の3月議会定例会終了後に特別交付税や地方特例交付金等の額が決定されたことに伴う補正であります。

また、国の経済対策に係る補正予算に要望しておりました事業が採択されたことに伴い、農業経営体育成支援事業補助金などを新たに予算計上するものであります。

交付金等の額及び事業採択の決定が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の一般会計補正予算（第10次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,357万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、64億9,602万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。7ページをご覧ください。

まず歳入であります。2款、地方譲与税、2項1目、自動車重量譲与税546万7千円の増は、額の確定によるものであります。

6款、地方消費税交付金、1項1目、地方消費税交付金539万7千円の減は、同じく額の確定によるものであります。

7款、自動車取得税交付金、1項1目、自動車取得税交付金1,328万4千円の減は、額の決定によるものであります。

8款、地方特例交付金、2項1目、子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育無償化に伴う交付金でありまして、1,140万6千円の新規計上であります。

8ページをご覧ください。

9款、地方交付税、1項1目、地方交付税1億1,984万3千円の増は、特別交付税の額の確定によるものであります。

13款、国庫支出金、2項6目、教育費国庫補助金817万5千円の増は、国の補正予算に採択されたことに伴う、公立文教施設整備費補助金の新規計上であります。

14款、県支出金、2項4目、農林水産業費県補助金751万8千円の増は、国の補正予算に採択されたことに伴う、農業経営体育成支援事業補助金の新規計上であります。

20 款、町債、1 項 9 目、学校教育施設等整備事業債 2,680 万円の増は、国の補正予算に採択されたことに伴う、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の新規計上であります。

9 ページをご覧ください。

21 款、環境性能割交付金、1 項 1 目、環境性能割交付金 305 万円の増は、令和元年度に交付金が創設されたことに伴い、新規計上するものであります。

10 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款、総務費、1 項 5 目、財産管理費 1 億 2,106 万円の増は、今次補正の剰余金を財政調整基金に 1 億 606 万円、減債基金に 1,500 万円積立てするものであります。

なお、令和元年度末の財政調整基金残高見込みは、7 億 1,363 万 4 千円となります。

6 款、農林水産業費、1 項 3 目、農業振興費 751 万 8 千円の増は、トラクター等の導入に係る農業経営体育成支援事業補助金の新規計上であります。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費 3,500 万円の増は、小・中学校の校内通信ネットワーク整備に係る設計監理等の委託料 502 万 5 千円及び工事費 2,997 万 5 千円の新規計上であります。

次に、4 ページをご覧ください。第 2 表繰越明許費、補正であります。

まず追加であります。2 款、総務費、1 項、総務管理費の定住住宅整備事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部建築資材が入手できなくなり、住宅の完成が遅れることから補助金 100 万円を繰り越すものであります。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費の農業経営体育成支援事業 751 万 8 千円、及び 10 款、教育費、1 項、教育総務費の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 3,500 万円につきましては、国の補正予算事業であり、交付決定が本年 3 月下旬となったことから繰り越すものであります。

次に変更であります。8 款、土木費、1 項、道路橋りょう費の橋りょう修繕事業は、金額を 768 万 5 千円から 1,252 万 5 千円に変更するものであります。

次に第 3 表、地方債補正、追加であります。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る学校教育施設等整備事業費を新たに追加するものでありまして、限度額を 2,680 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継　何点かお伺いいたします。

事項別明細書の 10 ページなんですけれども、10 款、教育費の教育総務費で歳出 3,500 万、校内通信ネットワーク整備事業ということで出ているんですけれども、これどういった問題があって補正が必要だったのかと、これで解決される問題と、これをするによってどういう効果があるのかというのをお示してください。

それと、工事請負費 2,997 万 5 千円と結構な金額なんですけれども、この内訳、物品が

いくらいくらで、工事がいくらいくらってというのがもし分かればお示してください。

以上です。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 それではお答えいたします。

今、国の方でG I G Aスクール構想ということで、令和のスタンダードということで、1人1台のパソコンをとということで、これは全児童生徒に、令和5年、2023年までのこれから5年間の間に全部整備していくということで今進めております。

今回の新型コロナウイルス関連で、W e b環境を必要とするということで、今前倒しをしながら導入を国の方では進めたいというような意向がありますが、今話したようにG I G Aスクール構想の一環でこの進めている事業でございます。

本町は西会津中学校建設のときに、このネットワーク環境を整えている訳ですけども、設計段階から換算しますと、約20年経っているということで、今のネットワーク環境では大変1人1台のパソコンを使つての環境ではない状況でございます。

先程全員協議会の中でZ o o mを使った授業ということで、昨日6年生の20名程度でやったんですが、確かに全部の画像が出るまでにはすごいタイムラグがあって、全然正直言って使えない状態でございます。たかだか20名の児童が使った段階でそういう状態でございますので、現状のネットワークでは、1人1台の環境にはそぐわないということで、本町として即座にこのG I G Aスクール構想があった段階で、国の補助金の手を上げた段階でございます。

各自治体では、準備が十分整っていないということで、手を上げていない自治体が多い中で、本町はもう既にこの内容を年次計画で進めておりましたので、即手を上げて国の補助金の方の採択をいただいたところでございます。これを使うことによって、先程申したように、児童生徒が1人1台パソコンを使った段階でも十分機能するという高速ネットワークLANが整備されるということでございます。

詳しいことはかなり専門的な用語になってしまいますので、現状カテゴリー5という5Eという線で、これは1ギガをкаろうじて出るというスピードでございます。これですと、今言ったような内容には対応できないということで、カテゴリー6Aというかなりの高性能で、10ギガまで対応できるネットワーク線に切り替えるということでございます。本町の小中学校、大変距離が長いものですので、途中で無線の、線が減衰しないように、途中途中に増幅装置を入れるということで、もろもろそういうものを設計した段階で出た金額がこのような金額でございます。

まだ詳しい設計までしておりませんが、おおよその見積もりというものは出ておりますので、このあと課長の方からもし必要であれば説明ということでさせていただきたいと思っております。

国が進めているG I G Aスクール構想にいち早く手を上げて取り組んでいるということで、どこの自治体も整備すると、小中合同でございますので、この辺の金額になるということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 それでは、私の方から工事請負費の内容につきまして答弁をさせていた

できます。

議員おただしのとおり 2,997 万 5 千円というような工事費、総額になっておるわけですが、今ほど教育長が答弁申し上げましたように、概算の見積もりをいただいている中で、主にこの中で大きいものと、主だった工事について申し上げますと、先程来申し上げますとおり、無線 LAN のアクセスポイントということで、簡単に言いますと電波を飛ばすところを、そのポイントを小学校で 33 カ所、中学校で 25 カ所。このアクセスポイントの部分は中学校も小学校も今ある部分もあるんですけども、中学校はもうかなり古い、小学校も 5 年は経過しているということで、入れ替えと増設を含めて合計で 58 台、プラス予備 2 台で 60 台。その部分で 180 万を見込んでいますところでございます。

あとこのアクセスポイントまで、さっき申し上げました通信線を校内を張り巡す工事、これが小学校で 822 万、中学校で 932 万ということで、これ合計しますと、1,754 万になりまして、先程の 2,997 万 5 千円の 58 パーセントがこの配線工事というようなことになっております。

この他大きい金額で申し上げますと、タブレットの充電保管庫、こういうもの今回の G I G A スクール構想の補助対象となっておりますので、この際整備するわけですが、これが 286 万円というようなことございまして、今ほど申し上げた金額を足しますと、だいたい 74 パーセント、事業費の 74 パーセントになるところでございます。

これ以外の部分 26 パーセントの部分につきましては、ネットワークの設定費用だったり、あと細かな備品だったり、消耗品だったりということの積み重ねというようなことご理解をいただきたいと思えます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 うちにもアクセスポイントがあって、自宅でも使っているんですけど、自分で私の場合はやったからかもしれないですけど、こんなに 800 万、900 万とかこの金額っていうのは、妥当性のあるものなんですかね。他市町村でももし同じ、先程の説明だと全国に先駆けて手を上げたという話ですけども、だいたいこのくらいかかるもんなんですか、妥当な金額なのかどうか。これをまず一点確認します。

それとこれ先程、残りの 26 パーセントはネットワーク設定等という説明だったと思うんですけども、これ今後って維持費、これ今回資金を投資することによって今後毎年とか維持費がかかるのかどうか、その辺もお示してください。

この 2 点をお伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 この金額の妥当性ということなんですが、文部科学省が各町村にしている段階で、その学級数掛ける金額という部分で出てきますが、それは現状でかろうじて使えているという状況で、5 年 10 年先に行くともた更新しなきゃいけないという金額での算出方法なんです。

本町では 5 年 10 年先を考えたネットワークということで、先程申しましたカテゴリ 6 A の 10 ギガ対応で、それぞれのスイッチも全部いろんなものも、その対応を検討して、業者に約 10 年先まで大丈夫なネットワークだということは确实だということで、どうせ入れるのであればそのような先を見たネットワーク、現状今使えるだけのネットワークじ

やなくて、10年先も使えるネットワーク構築をした方が、投資になるかもしれないんですがということで、設定をさせてもらったところでございます。

維持費につきましては、ほとんど工事対応ですので、その物を導入すれば維持費というものはおかからないでいくということで、当然修理等にかかわる部分はありますが、基本的な維持についてというものはございません。

以上であります。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 私の方からは、妥当性の部分につきまして、ご答弁させていただきますが、教育長がご答弁申し上げた以外に、今後同じく設計管理委託料、実施設計委託料等々で設計管理をお願いすることになります。この設計管理の中で、しっかりこの参考見積りの金額を1個1個積算しながら妥当性を検証、担保しながら設計をしていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお先程の保守管理の部分につきましては、今回の補助事業の補助対象になっておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 金額の妥当性については何となく分かりました。

これちなみに工事っていうのは町内業者とかでもできるような工事なんですか、それとも専門業者に頼まないといけないものなのか、ここが1点最後にお伺いいたします。

あとこれだけすごい金額を学校教育につぎ込むわけですよね。それによって得られるその効果っていうんですか、費用対効果、要は子どもの学力なり何なり、I R Tテストだったと思いますけれども、そういったものの検証等は今後ちゃんと行っていくのか、公表するのももお示してください。

○議長 教育長。

○教育長 業者につきましては、今現在、西会津中学校をリモート管理している業者に設計をもらった金額です。

かなり専門的な内容ですので、東京から来ている業者でございますが、そこでやっております。なかなか町の部分では厳しいという話も伺っていますが、今先程課長が申したように設計している段階で、当然見積もりを入札する形でとっていきたいと思っておりますので、それについてできる業者には手を上げてもらえるように対応していきたいと思っております。

それと、これを導入した際の今後の子どもたちの学力向上という部分ですが、もちろん当然そのI C Tを活用した授業を積極的に取り入れ、また遠隔授業とか他の地域との交流とか、そういうものも今度は簡単にできるようになってきますので、そういうものを取り入れながら、子どもたちにこれからの未来を拓く新しい力をしっかりと身に付けていくよう指導してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

(「討論無し」の声あり)

討論なしと認めます。

これから議案第2号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第2号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議案第3号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第1次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。新型コロナウイルス感染症対策として全町民に配布いたします。マスク購入費などの予算計上であります。

また、自治総合センターに申請しておりました野沢2町内会の祭礼用備品整備事業が、3月末に採択されたことに伴い、所要額を計上するものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,082万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。16款、寄附金、1項3目、教育費寄附金100万円の増は、西会津高校へのボート購入に係る寄附の申し出があったことから、新規計上するものであります。

17款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金562万円の増は、今次補正で不足する財源として繰り入れるものであります。

19款、諸収入、5項4目、雑入120万円の増は、自治総合センターに申請しておりました野沢2町内会の祭礼用備品整備事業が、採択されたことに伴う、コミュニティ助成事業補助金の新規計上であります。

7ページをご覧ください。歳出であります。

まず2款、総務費、1項1目、一般管理費30万円の増は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、役場窓口に設置するビニールカーテン等の消耗品であります。

8目、自治振興費120万円の増は、野沢2町内会の祭礼用備品整備事業に係るコミュニ

ティ育成事業補助金であります。

4 款、衛生費、1 項 2 目、予防費 532 万円の増は、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る経費でありまして、全町民に配布いたしますマスク購入費等の消耗品 452 万 5 千円や郵便料 63 万 9 千円などであります。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費 100 万円の増は、ボート購入に係る西会津高校活性化対策生徒活動後援会補助金の計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから議案第 3 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第 3 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 4 号、西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 議案第 4 号、西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の変更契約について、ご説明申し上げます。

若者向け住宅整備工事につきましては、昨年 9 月議会定例会におきまして公募型プロポーザルにより選定した事業者との設計・施工一括発注方式による工事請負契約の締結についてご議決をいただき、整備に向けて実施設計等の作業を進めてきたところであります。

今回の変更は、周辺住民の皆さんや関係機関等との協議を行いながら実施設計業務を進めてきた結果、外構工事等において当初のプロポーザルにおける提案内容を変更し、フェンスやブロック塀などの追加のほか、支障物件等の移設・撤去、測量関係業務の追加に伴い、契約金額を増額するものであります。

増額する金額は、454 万 3 千円で、去る 4 月 13 日にダイワハウス工業株式会社福島支社、支社長、乾敦史を代表事業者とするダイワ・秋山・アーク共同グループと請負金額 2 億 4,104 万 3 千円で、変更請負仮契約を締結いたしました。

工期につきましては、令和 2 年 9 月 30 日で変更はありません。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の変更契約については原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は以上をもって審議を終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長　閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今臨時会は専決処分の承認および新型コロナウイルス感染症対策等に係る令和2年度補正予算、請負契約の変更の4件についてご審議をいただいたところでありますが、全議案について原案のとおりご承認を賜り厚く御礼を申し上げます。

なお新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、皆様のご意見を踏まえ、町民の命と健康を守るために職員一丸となって最大限の対策を講じてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力を衷心よりお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長　これをもって令和2年第3回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

（14時12分）